

# 特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター 定款

## 第1章 総則

(名称)

### 第1条

本法人は、特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センターと称する。英文名を Kobe Foreigners Friendship Center とし、略称はKFC とする。

(事務所)

### 第2条

本法人は、事務所を兵庫県神戸市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

### 第3条

本法人は、神戸市を中心とする兵庫県下の定住外国人（民族的少数者）の人権擁護、福祉の充実、文化育成に関する諸事業を行い、もって共生社会の実現と地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(活動の種類)

### 第4条

本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 地域安全活動
- (7) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 情報化社会の発展を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (14) 消費者の保護を図る活動

(事業の種類)

### 第5条

本法人は第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。

特定非営利活動に係る事業

- (1) 定住外国人に関する調査研究・提言事業
- (2) 定住外国人に対する相談活動事業
- (3) 定住外国人の文化育成活動事業
- (4) 定住外国人に関する生活支援事業
- (5) 認知症対応型共同生活介護に関する事業
- (6) 移送サービスに関する事業

- (7) 介護用品の開発・斡旋・貸与事業
- (8) 訪問介護員養成研修（ホームヘルパー養成講座）に係る事業
- (9) 生きがい対応型デイサービス事業
- (10) 介護保険法に基づく指定居宅サービス事業
- (11) 介護保険法に基づく指定介護予防サービス事業
- (12) 介護保険法に基づく指定地域密着型サービス事業
- (13) 介護保険法に基づく指定地域密着型介護予防サービス事業
- (14) 介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業
- (15) 介護保険法に基づく指定介護予防支援事業
- (16) 介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設事業
- (17) 介護保険法に基づく介護老人保健施設事業
- (18) 介護保険法に基づく指定介護療養型医療施設事業
- (19) 介護保険法に基づく介護予防・日常生活支援総合事業
- (20) 福祉有償運送事業

### 第3章 会員

(種別)

#### 第6条

本法人の会員は、次の2種類とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

##### (1) 正会員

本法人の目的に賛同し本法人の運営と活動に参加するために入会した個人及び団体

##### (2) 賛助会員

本法人の事業を賛助するために入会した個人及び団体で、総会における議決権は持たない。

(入会)

#### 第7条

会員の入会についての条件は、特に定めないものとする。

- 2 正会員および賛助会員として入会しようとする者は、理事会により定める所定の書式によって代表理事に申請し、代表理事は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 代表理事は前項の申請者の入会を認めないときは、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

#### 第8条

会員は会費を納入しなければならない。

- 2 会費の額は理事会において定める。
- 3 その他納入方法などは理事会において定める。
- 4 会費その他の拠出金は、どのような理由でも、これを返還しないものとする。

(会員の資格の喪失)

#### 第9条

会員は次の各号の一に該当する場合、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

#### 第10条

会員は、理事会で別に定める退会届を代表理事に提出して、いつでも任意に退会することができる。

(除名)

#### 第11条

会員が次の各号の一に該当する場合は、理事会の議決により、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をおこなったとき。

### 第4章 役員・顧問及び事務局

(役員の種別及び定数)

#### 第12条

本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5名以上13名以内
- (2) 監事 2名以上5名以内

(選任等)

#### 第13条

理事は、総会において正会員個人および正会員団体を代表するものの中から選任する。

2 監事は、理事または本法人の職員を兼ねることができない。

3 理事の中から互選によって以下の各号に定める役員を選任する。

- (1) 代表理事 1名
- (2) 副代表理事 若干名
- (3) 専務理事 若干名
- (4) 常務理事 若干名

4 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、または当該役員ならびにその配偶者および3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(理事の職務)

#### 第14条

代表理事は、本法人を代表し、その業務を統括する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故あるとき、又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決にもとづき、本法人の業務を執行する。

(監事の職務)

#### 第15条

監事は次の職務をおこない、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- (1) 理事の業務執行状況、または本法人の財産状況を監査すること。
- (2) 本法人の財産の状況を監査すること。
- (3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務または財産に関し、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを総会に報告すること。
- (4) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

- (5) 理事の業務執行状況、または本法人の財産の状況について、理事に意見をのべ、もしくは理事会の招集を請求すること。
- (6) 通常総会において、監査の結果を報告すること。

#### (役員任期)

##### 第16条

役員任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終了するまでその任期を延長する。
- 3 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務をおこなわなければならない。

#### (顧問)

##### 第17条

本法人は、顧問を置くことができる。

- 2 顧問任期は、1年とする。ただし再任は妨げない。
- 3 顧問は、理事会において選任する。
- 4 顧問は、理事会および総会に出席し、意見を述べることができる。

#### (事務局設置)

##### 第18条

本法人の事務を処理するため事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長その他の職員を置くことができる。
- 3 理事は事務局長または職員と兼職することができる。
- 4 職員は代表理事が任免する。

#### (欠員補充)

##### 第19条

理事または監事のうち、その定数の3分の1を超えるものが欠けたときは、遅滞なく補充しなければならない。

#### (解任)

##### 第20条

役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で、総会において出席した会員の2分の1以上の議決にもとづいて、解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行にたえられないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反があると認められるとき。
- (3) その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

#### (役員報酬)

##### 第21条

役員は無報酬とする。ただし、常勤役員は予算の範囲内において役員総数の3分の1以下の範囲内で、理事会の議決により報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務の執行に必要な費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において代表理事が別に定める。

## 第5章 総会

(総会の構成)

第22条

総会は、本法人の最高意思決定機関であり、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、通常総会と臨時総会とする。

(総会の権能)

第23条

総会は以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画および収支予算の決定ならびにその変更
- (5) 事業報告および収支決算の承認
- (6) 役員を選任、解任及び職務
- (7) その他、理事会が総会に付すべき事項として議決した事項

(開催)

第24条

通常総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

- 2 臨時総会は次に掲げる場合に開催する。
  - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
  - (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面による招集の請求があったとき。
  - (3) 第15条第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条

総会は、前条第2項第3号の場合を除き、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的および審議事項を記載した書面をもって少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条

総会の議長は、総会において出席正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条

総会は、正会員総数の3分の1以上の出席により成立する。

(議決)

第28条

総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 総会の議事は、本定款に別に定める場合を除き、出席した正会員の過半数により決する。可否同数の時は議長の決するところによる。

(表決権など)

第29条

個人正会員も団体正会員も表決権は、平等とする。

- 2 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決権を行使することができる。
- 3 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として表決権を委任することができる。
- 4 前2項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第49条の適用については、総会に出席したものと見なす。
- 5 第3項において、表決権を委任する代理人を指名しないときは、議長に委任したものとする。
- 6 総会の議決については、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

#### 第30条

総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時および場所
  - (2) 正会員総数および出席者数（書面表決者または表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過概要、および議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長および総会に出席した正会員の中から議長が指名する議事録署名人2名が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第6章 理事会

(構成)

#### 第31条

理事会は理事をもって構成する。

- 2 監事および顧問は理事会に出席することができる。

(権能)

#### 第32条

理事会は、この定款の定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 役員報酬
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 借入金（単年度で償還する短期借入金を除く。）その他あらたな義務の負担および権利の放棄
- (6) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(開催)

#### 第33条

理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5号の規定にもとづいて、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

#### 第34条

理事会は、代表理事が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、少なくとも5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面またはファックス、電子メールをもって通知しなければならない。ただし、全理事の事前同意がある場

合は、この手続きを経ないで開催することができる。

- 3 代表理事は、前条第2号または第3号の請求があった場合には、請求があった日から30日以内に理事会を招集しなければならない。この期間内に理事会が招集されなかった場合、請求者は自らの名で理事会を招集できるものとする。

(議長)

### 第35条

理事会の議長は代表理事がこれに当たる。ただし、代表理事が欠席したときは、出席理事の互選で議長を選任することとする。

(定足数)

### 第36条

理事会は理事総数の2分の1以上の出席で成立する。

(議決)

### 第37条

理事会の議決事項は、第34条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の4分の3以上の同意があった場合は、この限りではない。

- 2 理事会の議事は、本定款に別の定めがある場合を除き、出席理事の過半数で決することとする。可否同数の場合は、議長の決するところによる。
- 3 代表理事は、簡易な事項または緊急を要する事項については、理事が書面またはファックス、電子メールにより賛否を示すことによって、理事会の議決に代えることができる。

(表決権等)

### 第38条

各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決するか、又は表決権を他の理事に委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 第2項の委任の方法などは、理事会で決めることとする。
- 5 理事会の議決については、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

### 第39条

理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び委任表決者にあつては、その旨を付記すること）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名・押印又は記名・押印しなければならない。

## 第7章 資産および会計

(資産の構成)

### 第40条

資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄付金および寄付物品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) 財産から生じる収入
- (6) その他の収入

(資産の管理)

#### 第41条

資産は、総会の議決にもとづき、代表理事が管理し、その方法は理事会で定めるものとする。

(会計の原則)

#### 第42条

会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(事業計画および予算)

#### 第43条

本法人の事業計画および収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経て定める。

(暫定予算)

#### 第44条

前条の規定に拘わらず、総会で成立するまでは、前年度の事業計画と収支予算を基準として執行することができる。

- 2 前項の事業計画、収入支出の執行は、新たに成立した事業計画、収入支出とみなす。

(予備費の設定および使用)

#### 第45条

予算超過または予算外の支出にあてるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費の使用をするときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更正)

#### 第46条

予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

#### 第47条

本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事業報告、収支決算)

#### 第48条

本法人の事業報告および収支決算は、事業年度終了後速やかに事業報告書、財産目録、貸借対照表および収支計算書を代表理事が作成し、監事の監査を受けたうえで3ヵ月以内に総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

## 第8章 定款の変更、解散など

(定款の変更)

#### 第49条

定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の議決を経、かつ法第25条第3項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事業所及び従たる事業所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 広告の方法

（解散）

#### 第50条

この本法人は次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由により解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第12項2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

#### 第51条

解散（合併または破産による解散を除く。）したときに残る財産は、特定非営利活動法人しみん基金・こうべに譲渡するものとする。

（合併）

#### 第52条

合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ所轄庁の認証を得なければならない。

### 第9章 公告の方法及び細則

（公告の方法）

#### 第53条

この法人の公告は、当法人のホームページに掲載して行う。

（細則）

#### 第54条

本定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事が定める。

附則

- 1 本定款は、法人成立の日から施行する。
- 2 法人設立当初の役員は、次に掲げるものとする。

理事長	金 宣 吉
副理事長	中村 通宏
理事	李 圭 燮
同	野崎 志帆
同	森崎 清登
同	吉井 正明
同	横山 雅子

監事 石田 昇  
同 大賀 重太郎

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第 16 条第 1 項の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日以降 3 ヶ月以内に開催される最初の総会終結日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画および収支予算は、第 43 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第 47 条の規定にかかわらず、成立の日から 2005 年 3 月 31 日までとする。
- 6 本法人の設立当初の会費は、第 8 条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費 (1) 正会員 12000円 (個人・団体とも)

(2) 賛助会費

団体会員 10000円

個人会員 3000円

ボランティア会員 3000円

ユース会員 2000円

(ただし、別途理事会において会費の減額を定めることができる。)

2026 年 5 月 23 日

上記は現定款に相違ありません。

特定非営利活動法人 神戸定住外国人支援センター  
代表理事 金宣吉